答 弁 第 一 号昭和五十八年八月十二日受領

(質問の

内閣衆質九九第一号

昭和五十八年八月十二日

内閣総理大臣 中曽根康弘

衆議院議長 福 田 一殿

衆 議 院 議員 楢 崎弥之助 君提 出 米 玉 海 軍 所属戦艦ニュ ージャージー 0) 日本寄港と非核三 原則 に関

する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

_

衆 議 院 議 員 楢 崎 弥 之 助 君 提 出 米 玉 海 軍 所 属 戦 艦 = ユ ジ ヤ ジ] \mathcal{O} 日 本 寄 港と 非

核

 \equiv 原 則 に 関 す る 質 間 に 対 す る 答 弁 書

一から三までについて

ファ ラン ク ス は 各種資料によ れ ば、 お お むね 御指 摘 のような兵器で あると承 知 してい る。 劣

化ウランに つ 7 7 0 御 指 摘 は 必ず L ŧ 正 確 で は な *(* \ 点 を 含 λ で ر ر ا る が、 1 ず れ に せ ょ、 劣 化 ウ

弾 は 基 本 的 に は 高 7) 貫 徹 力 を 確 保 す る た め に 比 重 \mathcal{O} 大 きい 劣 化 ウラン を 利 用 L た 砲 弾 で

あ り、 原 子 核 \mathcal{O} 分 裂 又 は 核 融 合 反 応 ょ り 生 ず る 放 射 工 ネ ル ギ] を 破 壊 力 又 は 殺 傷 力 とし 7 使 用

する砲弾ではない。

米 玉 議 会 に お 7 7 は、 劣化ウラン 弾 が 核 兵器 に含ま れる か否 か とい . う 観 点 カゝ 5 で はなく、 主

て、 劣化ウラン 弾を装備 した場合、 劣化ウランによる低水準放 射 線 が れ を取 り扱 う者 \mathcal{O}

ぼ す 0) で は な 7 か などの 観 点 か 5 論 議 さ れ た 経 緯 が あ る لح 承 知

L

て

1

身

体

に

対

L

て

影

響

を

及

る。 L か L 昭 和 五. 十三 年 12 米 玉 海 軍 省 は 議 会 に 対 L 7 劣 化 ウ É \mathcal{O} 安 全 性 12 関 す る 説 明 を 行

1 米 玉 議 会 ŧ れ を了 承 し、 劣 化 ウラ ン 弾 \mathcal{O} 危 険 性 に 関 す る 論 議 は 基 本 的 に 決 着 を 4 た と

承

知している。

従 来 カゝ 5 政 府 が 貫 して述べ て ζ, るとお り、 核兵器とは、 原 子 核 の分裂又は 核 融 合反 応 ょ り

生ず る 放 射 工 ネ ル ギ を 破 壊 力 又 は 殺 傷 力 کے L 7 使 用 す る 兵 器 を 1 **!** 劣化 ウラ ン 弾 は 核 兵

器 に は 該 当 L な 7 0 海 上 自 衛 隊 が 劣 化 ウ É 弾 を 使 用 L 7 1 な 1 \mathcal{O} は、 非 核 三 原 則 に 抵 触 す る

おそれがあることによるものではない。

な お 二 ユ ジ ヤ] ジ] が 仮 に 我 が 玉 に 寄 港 す るような場合に は、 政 府 とし て は、 日 米 安保

条 約 及 び そ \mathcal{O} 関 連 取 極 を 踏 まえ 7 対 処す る 所 存 で あ る。

右答弁する。